

森野六丁目住所整理事業ニュース

～森野六丁目の住所が変わります～

発行日： 2026年3月2日

発行： 町田市役所 都市づくり部
土地利用調整課

町田市では住所をわかりやすくし、暮らしやすいまちづくりを進めるため住所整理事業を行っています。森野六丁目においては、2027年度に住居表示を実施する予定です。これにより、緊急車両の迅速な到着や、宅配便の誤配が減るなど、皆様の暮らしがより便利で快適になります。ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 住所整理事業の目的・背景

森野六丁目では現在、住所は土地の「地番」を用いて表示されています。地番は土地の分筆や合筆によって増えていくため、次第に順序よく並ばなくなり複雑になっていきます。

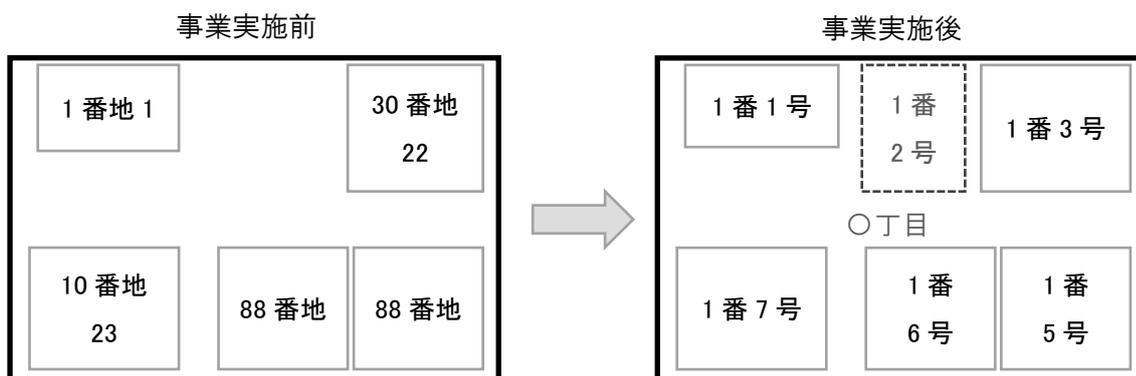
住居表示は、こうした住所のわかりにくさを解消するために、建物ごとに1つの番号を設定し、住所の表示を分かりやすくする制度です。

町田市では、住所のわかりやすさを長年にわたって維持しやすい「住居表示」を基本に住所整理事業を進めています。

◎住居表示を実施すると…

- ・火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- ・郵便局、配送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- ・来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

2. 住所整理事業の手法（住居表示）



- ・住所の番号が連続していない
- ・同じ番号の住所がある

- ・近くにある建物は近い番号の住所
- ・将来家が建つことを想定し、番号を確保している

3. 住居表示実施後の住所の表示

住居表示を実施すると、住所の表示が以下のように変更されます。本籍と不動産は土地の地番に基づいて表示することが原則のため、変更はありません。

□ 住所の変更イメージ

変更前		変更後		
森野六丁目 現在の町名	〇〇〇〇番地〇〇 地番に基づく表示	森野六丁目 ※変更なし	〇番 街区符号	〇号 住居番号

4. 住居表示実施までの流れ

【スケジュール(予定)】

2026年9月	議案上程(住居表示実施区域及び方法)
2027年4月	街区符号・住居番号について告示
5月	住所変更証明書などの資料配布
7月	住居表示実施

5. Q&A

Q1:住所が変わると、市役所での手続きは必要ですか？

A1:住民票や戸籍の書き換えなど、市役所で行う手続きの多くは市が行います。ただし、マイナンバーカードや免許証などの住所変更は、皆様ご自身で行っていただく必要があります。詳細については、実施時期が近づいてから改めてご案内します。

Q2:旧住所宛の郵便物は新しい住所に届きますか？

A2:はい。住所変更後、一定期間は旧住所宛の郵便物も新しい住所に転送されますが、早めに変更手続きをお願いします。

Q3:事業者ですが、影響はありますか？

A3:商業登記や法人登記、許認可などの変更手続きが必要となる場合があります。詳細については、改めてご案内します。



<住所整理事業担当>

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 8階805窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

担当: 林、大和田、山口、渡辺

電話: 042-724-4254(直通) Fax: 050-3161-6271